

議案第4号

北名古屋市統括参事の設置に関する条例の一部改正について

北名古屋市統括参事の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年2月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、統括参事の設置根拠を改めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市統括参事の設置に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市統括参事の設置に関する条例（平成25年北名古屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第3条第3項第3号及び第4号」を「第3条第3項第4号」に改め、「職を兼ねる」を削る。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。